吸 収 分 割 契 約 書

株式会社山陰合同銀行

野村證券株式会社

2019年12月16日



吸収分割契約書

株式会社山陰合同銀行（以下「分割会社」という。）及び野村證券株式会社（以下「承継会社」という。）とは、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸収分割を行うことについて合意したので、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の表示）

本件吸収分割（第２条で定義される。）に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（分割会社）
商号：株式会社山陰合同銀行
住所：島根県松江市魚町 10 番地

(2) 吸収分割承継会社（承継会社）
商号： 野村證券株式会社
住所：東京都中央区日本橋一丁目９番１号

第2条（吸収分割）

1. 分割会社及び承継会社は、効力発生日時点における分割会社の登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務（以下「本事業」という。）を承継会社に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行う。
2. 承継会社が本件吸収分割により承継する本事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとし、その詳細については別途合意するものとする。
(1) 専ら本事業に属する顧客に係る預かり資産
(2) 専ら本事業に属する顧客との契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。なお、承継会社は、分割会社の簿外債務（偶発債務その他の隠れた債務を含む。）を一切承継しないものとする。
(3) 分割会社と分割会社の従業員の間の雇用契約については、一切承継しないものとする。

第3条（承継会社が交付する金銭等）

承継会社が本件吸収分割により承継する本事業の対価は０円とする。

第4条（承継会社の資本金等）

本件吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）

1. 承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日において、第２条第２項に定める資産、債務、

契約その他の権利義務を分割会社から承継する。なお、権利義務の承継について監督官庁の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件吸収分割に際して承継させる。

2. 承継会社が分割会社から承継する権利義務のうち、債務については、承継会社が分割会社から免責的債務引受けの方法により承継し、本件吸収分割後、分割会社は当該債務を負わない。なお、承継会社は、分割会社の固定負債及び簿外債務を一切承継しないものとする。

第6条(効力発生日)

本件吸収分割の効力発生日は2021年1月12日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、承継会社及び分割会社が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第7条(本件吸収分割の効力発生の停止条件)

本件吸収分割の効力は、(i)分割会社と承継会社との間で、本件吸収分割により承継会社が承継する分割会社の顧客口座、ごうぎん証券株式会社と承継会社との間で2019年12月16日付けで締結した吸収分割契約書に基づく吸収分割(以下「ごうぎん証券の吸収分割」という。)により承継会社が承継するごうぎん証券株式会社の顧客口座、並びに承継会社の松江支店及び米子支店の顧客口座のうち別途分割会社と承継会社間で合意した顧客口座に関する金融商品仲介業務、並びに、新規顧客の獲得及び当該新規顧客が承継会社に開設した金融商品仲介口座に関する金融商品仲介業務を、承継会社が分割会社に委託する金融商品仲介業務委託契約(以下「新仲介契約」という。)が締結され、これが効力発生日において有効に存続していること、(ii)ごうぎん証券の吸収分割の効力が生じていること、並びに(iii)本件吸収分割の効力発生のために関連法令に基づき必要とされる監督官庁の許認可、承諾等が得られたことを停止条件として発生するものとする。

第8条(分割の承認決議)

1. 分割会社は、会社法第784条第2項(簡易分割)に基づき、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項(簡易分割)に基づき、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第9条(善管注意義務)

分割会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結時点において遂行されていた方法と実質的に同様の方法により、本事業に属する業務執行及び財産の管理運営を行い、通常の業務の範囲を逸脱する行為やその財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ承継会社及び分割会社の間で協議のうえ、これを行う。

第10条(分割条件の変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、分割会社の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件吸収分割の実行のために必要な関係官庁からの許認可等が得られなかったとき、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、承継会社及び分割会社が協議・合意のうえ、本件吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第11条(競業避止)

本件吸収分割について、会社法第 21 条の規定は適用しない。その他、競業避止義務に関しては、新仲介契約における合意内容に従うものとする。

第12条(管轄)

本件吸収分割の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所又は松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条(協議事項)

本契約に規定のない事項については、本契約の趣旨に従い、別途、分割会社と承継会社とが協議のうえ決定する。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、分割会社及び承継会社が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2019年12月16日

分割会社　：　島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行
取締役頭取　石丸　文男



承継会社　：　東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社
代表取締役社長　森田　敏夫



1. 分割対価の種類

会社法第 758 条第 4 号ホに規定する財産

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 財産の内容

金銭

(2) 金額

0 円

(3) 算定方法

当行は、100%子会社のごうぎん証券㈱、野村證券㈱と共に、全く新しい証券ビジネスモデルを構築するため、金融商品仲介業務における包括的業務提携（以下「本提携」といいます。）に関し、最終契約書を締結しております。

本会社分割は、本提携の一部として、本金融商品仲介業務委託契約、本出向契約と一体となったものであり、本会社分割における対価性については、本提携全体を俯瞰して判断することが妥当と考えます。

その点、本会社分割のみを考えると、当行と分割資産である登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座にかかる顧客との取引関係は終了するように見えるものの、野村證券㈱との金融商品仲介業務委託契約により、それら顧客との関係性は継続し、当該顧客から生み出される収益も引き続き当行に帰属します。

また、当行として顧客の証券総合口座を野村證券㈱に承継させるのは、本提携の基礎となる「役割分担（当行は顧客管理、野村證券㈱は口座管理等）」の構築が目的であり、それにより当行は業務運営コストの削減が見込まれます。

以上のことから、当行及び野村證券㈱の財務状況、本金融商品仲介業務委託契約に基づく収益配分、本会社分割によるコスト削減額等を勘案したうえで分割対価を 0 円と定めたものであり、かかる対価には相当性があると判断いたします。かかる相当性判断にあたっては、バリュエーションアドバイザー及び税理士法人にも確認を得ております。

以上

第 18 期　計　算　書　類
お よ び
そ の 附 属 明 細 書

会社法第435条第２項に規定される書類

野 村 證 券 株 式 会 社

第 18 期 末 貸 借 対 照 表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金・預金	1,091,875	トレーディング商品	1,844,738
預託金	17,642	商品有価証券等	1,439,157
トレーディング商品	2,799,841	デリバティブ取引	405,581
商品有価証券等	2,271,122	信用取引負債	61,305
デリバティブ取引	528,720	信用取引借入金	943
約定見返勘定	450,445	信用取引貸証券受入金	60,362
信用取引資産	191,481	有価証券担保借入金	5,006,337
信用取引貸付金	166,220	有価証券貸借取引受入金	982,481
信用取引借証券担保金	25,262	現先取引借入金	4,023,855
有価証券担保貸付金	5,160,506	預り金	595,736
借入有価証券担保金	2,366,783	受入保証金	352,825
現先取引貸付金	2,793,723	短期借入金	490,638
立替金	5,153	関係会社短期借入金	258,500
短期差入保証金	1,080,043	短期社債	313,000
短期貸付金	2,021	未払法人税等	1,006
その他の流動資産	64,567	未払金	25,121
流動資産計	10,863,575	賞与引当金	35,035
固定資産		その他の流動負債	57,865
有形固定資産	1,253	流動負債計	9,042,105
無形固定資産	244	固定負債	
投資その他の資産	49,803	社債	4,700
繰延税金資産	38,041	長期借入金	822,588
前払年金費用	4,549	関係会社長期借入金	250,000
その他	8,512	退職給付引当金	32,536
貸倒引当金	△1,298	資産除去債務	5,155
固定資産計	51,301	その他の固定負債	85,000
		固定負債計	1,199,978
		特別法上の準備金	
		金融商品取引責任準備金	21,845
		特別法上の準備金計	21,845
		負債合計	10,263,927
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	10,000
		資本剰余金	
		資本準備金	529,579
		その他資本剰余金	45,067
		資本剰余金合計	574,646
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	66,302
		利益剰余金合計	66,302
		株主資本合計	650,948
		純資産合計	650,948
資産合計	10,914,876	負債・純資産合計	10,914,876

第 18 期 損 益 計 算 書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業収益	
受入手数料	355,401
トレーディング損益	150,570
金融収益	69,084
営業収益計	575,055
金融費用	68,212
純営業収益	506,843
販売費・一般管理費	
取引関係費	99,941
人件費	181,253
不動産関係費	39,385
事務費	123,808
減価償却費	164
租税公課	5,747
その他	8,723
販売費・一般管理費計	459,022
営業利益	47,821
営業外収益	592
営業外費用	294
経常利益	48,119
特別利益	
株式報酬受入益	2,123
金融商品取引責任準備金戻入	12
特別利益計	2,134
税引前当期純利益	50,253
法人税、住民税及び事業税	12,900
法人税等調整額	3,101
当期純利益	34,252

第 18 期 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	10,000	529,579	45,067	574,646	77,081	77,081	661,727
会計方針の変更による累積的影響額					△30	△30	△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	529,579	45,067	574,646	77,051	77,051	661,696
当期変動額							
剰余金の配当					△45,000	△45,000	△45,000
当期純利益					34,252	34,252	34,252
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	△10,748	△10,748	△10,748
当期末残高	10,000	529,579	45,067	574,646	66,302	66,302	650,948

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	32	32	661,758
会計方針の変更による累積的影響額			△30
会計方針の変更を反映した当期首残高	32	32	661,728
当期変動額			
剰余金の配当			△45,000
当期純利益			34,252
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32	△32	△32
当期変動額合計	△32	△32	△10,780
当期末残高	－	－	650,948

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

［重要な会計方針］

１．有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

当社は金融商品取引業の一環として自己の計算で有価証券およびデリバティブ取引等（以下、有価証券等という）の売買、引受を行い、その結果として有価証券等のポジションを保有し、トレーディング商品として計上しております。有価証券等については、時価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

（２）無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。

３．引当金および準備金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および確定給付企業年金について、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務および勤務費用の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異ならびに過去勤務費用のうち確定給付企業年金にかかるものは、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（11年～16年）による定額法により発生した会計年度から費用処理しております。

退職一時金にかかるものは、発生した会計年度において一括費用処理しております。

なお、当期末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

（４）金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

４．外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

６．連結納税制度を適用しております。

７．金融資産と金融負債の相殺表示
　当社は、金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会　会計制度委員会報告第14号）に定める要件を満たす場合に、信用リスク軽減の効果をより明瞭に表示するため金融資産と金融負債を相殺して表示しております。

（１）デリバティブ取引の相殺表示
　法的に有効なマスターネッティング契約を有する同一相手先に対する金利等のスワップ取引については相殺して表示しております。

（２）現金担保付債券貸借取引の相殺表示
　同一相手先かつ同一決済日など一定の要件を満たした現金担保付債券貸借取引については相殺して表示しております。

［会計方針の変更］
（収益に係る会計処理の変更）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）を当事業年度より早期適用しております。同会計基準の適用については、第87項に定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度期首時点において同基準を適用した場合の債権額と前事業年度末の債権額との差額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に減額しております。この結果、当事業年度の期首において、貸借対照表の「投資その他の資産」に含まれる「繰延税金資産」が2,003百万円増加、「投資その他の資産」に含まれる「投資その他の資産」の「その他」が6,977百万円減少、「流動負債」に含まれる「未払金」が517百万円、「利益剰余金」に含まれる「繰越利益剰余金」が4,458百万円減少しております。当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の「利益剰余金」の期首残高は4,458百万円減少しております。

（委託取引に基づき中央清算機関に差入れた証拠金の会計処理の変更）
当社は、機関投資家等の市場デリバティブ取引の執行および清算サービスにおいて、機関投資家等から受け入れた証拠金を中央清算機関に差し入れております。中央清算機関に差し入れられた証拠金は、従来、貸借対照表に計上されておりましたが、取引の性質を再検討し会計処理について見直しを行った結果、一定の条件を満たした証拠金は、当事業年度よりオフバランス取引として会計処理されております。これにより、当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産に対する影響はありません。

（仕組ローンおよび仕組債に組み込まれているデリバティブの会計処理の変更）
自社で発行する仕組ローンおよび仕組債に組み込まれているデリバティブについて、従来は一部のデリバティブのみ区分処理を選択しておりましたが、他のトレーディング商品と同様の管理・運用を行うこととなったため、当事業年度より全てのデリバティブについて区分処理を選択しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は4,427百万円増加しております。

（変動証拠金の会計処理の変更）
日本の中央清算機関のルール変更が行われ、特定のデリバティブに対する日々の変動証拠金の受取および支払の扱いが、法的に担保ではなく決済として扱われることになりました。この変更を踏まえて、会計処理の見直しを行った結果、従来貸借対照表に計上しておりました一部のデリバティブに対する日々の差金および証拠金の受取および支払についても、当事業年度より決済またはオフバランス取引として会計処理しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産に対する影響はありません。

［表示方法の変更］
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

［貸借対照表に関する注記］

１．関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	93,749百万円
短期金銭債務	288,467百万円
長期金銭債務	250,000百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　808百万円

３．担保に供している資産

（１）担保に供している資産

トレーディング商品	522,587百万円

（２）担保にかかる債務

短期借入金	454,700百万円
長期借入金	43,000百万円
信用取引借入金	943百万円
計	498,643百万円

なお、このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を24,250百万円差し入れております。

４．差入有価証券等

（１）有価証券を担保とした金融取引、有価証券の消費貸借契約、信用取引に関わるもの、および、保証金等の代用等として差し入れた有価証券、または受け入れた有価証券の時価額（上記３．に属するものを除く）

差し入れた有価証券の合計額	5,703,467百万円
うち主なもの	
現先取引で売却した有価証券	4,064,793百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	1,259,788百万円
受け入れた有価証券の合計額	5,949,339百万円
うち主なもの	
現先取引で買い付けた有価証券	2,798,487百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	2,693,383百万円
デリバティブ取引にかかる担保	133,229百万円

（２）このほか、顧客分別金信託として有価証券を688,655百万円信託しております。

５．借入金中の劣後特約付借入金

長期借入金	100,000百万円
関係会社短期借入金	100,000百万円
関係会社長期借入金	250,000百万円

６．保証債務（注１）

（単位：百万円）

保証先	内容	金額
ノムラ・インターナショナル PLC（注２）	デリバティブ取引等	114,439
ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.	ミディアム・ターム・ノート	111,849
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V（注２）	ミディアム・ターム・ノート	34,250
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.	レポ取引等	29,044
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.（注２）	デリバティブ取引等	21,620
その他（注２）		12,351

（注１）　日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

（注２）　野村ホールディングス株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

［損益計算書に関する注記］

関係会社との取引高

営業収益	8,397百万円
金融費用および販売費・一般管理費	168,456百万円
営業取引以外の取引高	51百万円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式（株）	201,410	―	―	201,410

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年４月26日取締役会	普通株式	45,000	223,425	2018年３月31日	2018年６月１日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年４月25日取締役会	普通株式	40,000	198,600	2019年３月31日	2019年６月３日

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,700百万円
有価証券・デリバティブ	17,344百万円
退職給付引当金	10,086百万円
金融商品取引責任準備金	6,772百万円
未払事業税	312百万円
固定資産評価減	1,244百万円
資産除去債務計上否認	1,598百万円
その他	1,783百万円
繰延税金資産小計	50,839百万円
評価性引当額	△9,614百万円
繰延税金資産合計	41,225百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△371百万円
その他	△2,813百万円
繰延税金負債合計	△3,184百万円
繰延税金資産の純額	38,041百万円

［リースにより使用する固定資産に関する注記］

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器・自動車等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

［金融商品に関する注記］

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社、当社の親会社（野村ホールディングス株式会社）およびその関係会社の主たる事業は証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資金運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの事業を行うため、当社は、有価証券等の売買取引のほか、デリバティブ取引についても、原則として、顧客のさまざまなニーズに対応した商品、取引等を提供していくための業務として、取り組んでおります。そのために生じるトレーディング・ポジションにかかるリスク管理は極めて重要であり、トレーディング部門内のリスク管理に加え、独立したリスク管理部署によるグローバルベースでのリスク管理に注力しております。また、デリバティブ取引は、顧客のさまざまなニーズに対する商品として利用しているほか、トレーディング業務の遂行に付随して発生するリスクのヘッジ、調節等の目的でもデリバティブ取引を利用しており、有価証券等の売買とデリバティブ取引を一体として運営、管理しております。

（２）金融商品の内容およびそのリスク

当社のトレーディング・ポジションは、顧客ニーズに対応する取引、市場機能を補完するためのマーケットメーク取引、自己の計算にかかるディーリング業務等から発生いたします。

取引所で行う取引の結果として、上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物およびオプション取引、債券先物取引等のポジションを保有しております。取引所取引の先物、オプション等のデリバティブ取引のポジションは、取引所での市場機能の補完や当社の商品有価証券等のヘッジおよび裁定取引の結果として発生しております。

また、取引所以外の取引の結果として、債券、ワラント、選択権付債券売買取引、エクイティ・デリバティブ取引、有価証券貸借取引および現先取引等のポジションを保有しております。さらに、為替取引、通貨先物、金利・通貨スワップ取引等のポジションを保有しておりますが、これらは顧客の抱える為替・金利等のリスクのヘッジやリスクの変換ニーズに対応して発生したポジションおよび当社の商品有価証券等のヘッジ目的によるポジションであります。

トレーディング業務に伴って発生し、当社の財務状況に大きな影響を与えるリスクとしては、主としてマーケットリスクと信用リスク(発行体リスク、取引先リスク)、流動性リスクがあげられます。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

① マーケットリスク管理

株式、金利、為替等の相場変動に伴ってトレーディング・ポジションの価値（時価額）は増減いたします。当社は、この価値の増減をマーケットリスクとして認識しております。当社のトレーディング・ポジションは、主として顧客取引の結果として発生しており、相場変動によりトレーディング・ポジションの価値が減少するリスクを回避するため、適切なヘッジ取引を行っております。ヘッジの手段は、現物有価証券だけに限らずデリバティブ取引も含めてその時点で最適なものが選択されます。したがって、ヘッジ手段まで含めたトレーディング・ポートフォリオについて、日々時価評価を行いマーケットリスクを計算するなど、ルールに沿ったポジション運営がなされております。トレーディング・ポートフォリオは各商品部門で商品別あるいは取引目的別に管理されているほか、トレーディング部門から独立したリスク・マネジメント部門がグローバルベースで日々独自に評価をチェックし、リスク額等を関係執行役に報告しております。マーケットリスクの管理に関するルールは、野村ホールディングス株式会社の統合リスク管理会議で決定されます。

② 信用リスク（発行体リスクおよび取引先リスク）管理

発行体リスクおよび取引先リスクは、当社が有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、発行体や取引先が義務を履行しないリスクであります。典型的には、発行体や取引先がデフォルト状態となった時に発生します。

有価証券の発行体リスクは、市場価格に反映され、日々時価評価されております。しかし、格付けの引下げによる急激な価格変動および発行体のデフォルト時に発生する損失は、発生する可能性としては低いものの、一旦発生した場合の損失見込額は大きく、リスク管理上、非常に重要と認識しております。当社は発行体の格下げやデフォルトの発生確率および発生時の損

失見込額を合理的に算出し、トレーディング部門とリスク・マネジメント部門の双方で保有有価証券のポートフォリオを注意深く監視しております。

デリバティブ取引のうち取引所取引は、取引所と日々決済が行われ、また、当社に取引所取引を委託する顧客からは十分な委託証拠金（担保）を徴求しておりますので、取引先リスクは少額であると認識しております。他方、取引所以外でのデリバティブ取引については、与信に相当する取引先リスクが発生します。当社では、リスク・マネジメント部門が取引先の信用度に応じて与信限度額を設定しモニタリングを行っております。取引先リスクは、デリバティブ取引を時価評価して得られる与信相当額と契約終了時までの潜在的与信相当額の合計額で管理されており、必要に応じて担保の徴求等を行うなど与信相当額を低減するための対策を講じております。また、デリバティブ取引に関する基本契約書の整備にも注力をしております。

③ 資金流動性リスク管理

当社では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村グループの信用力が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村グループ固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、野村ホールディングス株式会社の経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としており、野村ホールディングス株式会社が統合管理しております。野村グループの資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村グループの信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ１年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる充分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

当社は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、（1）余剰資金の確保、（2）資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、（3）金融機関が当社に対し設定する与信枠の維持・管理、（4）コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（５）マーケットリスクにかかる定量的情報

トレーディング目的の金融商品

当社では、「トレーディング商品（資産および負債）」、「有価証券担保貸付金」ならびに「有価証券担保借入金」に関し、マーケットリスクの測定方法として、バリューアットリスク（VaR）を採用しております。

VaRとして知られる統計的な手法は、ある一定期間に一定の信頼水準内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼水準99％、保有期間１日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれるマーケットリスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前

提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

① VaRの前提
・信頼水準：99%
・保有期間：１日
・商品の価格変動等を考慮

② VaRの実績

（単位：億円）

	2019年３月31日現在
株式関連	5
金利関連	5
為替関連等	3
小計	13
分散効果	△5
バリューアットリスク(VaR)	8

（単位：億円）

	自 2018年４月１日 至 2019年３月31日		
	最大値	最小値	平均値
バリューアットリスク(VaR)	79	7	12

なお、当社は、バックテスティングを実施し、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソドロジーの調整を行います。

トレーディング目的以外の金融商品

主要な市場リスクにかかるリスク変数が貸借対照表の時価に与える影響に重要性がないため開示を省略しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,091,875	1,091,875	－
(2)預託金	17,642	17,642	－
(3)トレーディング商品	2,799,841	2,799,841	－
商品有価証券等	2,271,122	2,271,122	－
デリバティブ取引	528,720	528,720	－
(4)約定見返勘定	450,445	450,445	－
(5)信用取引資産	191,481	191,481	－
信用取引貸付金	166,220	166,220	－
信用取引借証券担保金	25,262	25,262	－
(6)有価証券担保貸付金	5,160,506	5,160,506	－
借入有価証券担保金	2,366,783	2,366,783	－
現先取引貸付金	2,793,723	2,793,723	－
(7)立替金	5,153	5,153	－
(8)短期差入保証金	1,080,043	1,080,043	－
(9)短期貸付金	2,021	2,021	－
資産計	10,799,008	10,799,008	－
(1)トレーディング商品	1,844,738	1,844,738	－
商品有価証券等	1,439,157	1,439,157	－
デリバティブ取引	405,581	405,581	－
(2)信用取引負債	61,305	61,305	－
信用取引借入金	943	943	－
信用取引貸証券受入金	60,362	60,362	－
(3)有価証券担保借入金	5,006,337	5,006,337	－
有価証券貸借取引受入金	982,481	982,481	－
現先取引借入金	4,023,855	4,023,855	－
(4)預り金	595,736	595,736	－
(5)受入保証金	352,825	352,825	－
(6)短期借入金	490,638	490,638	－
(7)関係会社短期借入金	258,500	258,500	－
(8)短期社債	313,000	313,000	－
(9)未払金	25,121	25,121	－
(10)社債	4,700	4,700	－
(11)長期借入金	822,588	822,588	－
(12)関係会社長期借入金	250,000	256,455	6,455
負債計	10,025,486	10,031,941	6,455

資産

(1)現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、当期末は該当ございません。

(2)預託金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3)トレーディング商品（資産および負債）

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。商品有価証券等のなかには流動性の低い商品が含まれており、そのような商品に関しては当社による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの時価は、市場取引価格または評価モデルによって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。

① 商品有価証券等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

種類	資産	負債
株式・ワラント	147,456	242,791
債券	1,968,675	1,124,219
受益証券等	154,991	72,147
トレーディング損益に含まれた評価益（△評価損）	△ 875	

② デリバティブ取引の契約額および時価

（単位：百万円）

種類	資産		負債	
	契約額等	時価	契約額等	時価
オプション取引	6,775,516	180,545	6,591,209	208,508
為替予約取引	9,419,482	115,259	11,200,808	133,840
スワップ取引	219,861,834	4,650,448	219,816,350	4,480,661
先物・先渡取引	529,030	5,043	542,155	5,148
デリバティブ取引相殺額	－	△4,422,576	－	△4,422,576
合計	－	528,720	－	405,581

（注）1．時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。

2．法的に有効なマスターネッティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引額については、貸借対照表上相殺して表示しております。

3．時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。

(4)約定見返勘定、(5)信用取引資産

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

（６）有価証券担保貸付金

有価証券貸借取引および現先取引に伴う取引相手先への貸付金額が計上されております。受入れた有価証券の時価の変動により貸付金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

（７）立替金、（８）短期差入保証金、（９）短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

（注）　金銭債権等の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内
（１）現金・預金	1,091,875
（２）預託金	17,642
（５）信用取引資産	191,481
（６）有価証券担保貸付金	5,160,506
（７）立替金	5,153
（８）短期差入保証金	1,080,043
（９）短期貸付金	2,021
合計	7,548,721

負債

（１）トレーディング商品

資産（３）トレーディング商品に記載しております。

（２）信用取引負債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

（３）有価証券担保借入金

有価証券貸借取引および現先取引に伴う取引相手先からの借入金額が計上されております。また、差入れた有価証券の時価の変動により借入金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

（４）預り金、（５）受入保証金、（６）短期借入金、（７）関係会社短期借入金、（８） 短期社債、

（９）未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 社債、(11) 長期借入金、(12) 関係会社長期借入金

社債、長期借入金および関係会社長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該債務の元利金の合計額を同様の債務において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。ただし、変動利率のうち短期間で市場金利を反映している債務については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注）　社債、長期借入金およびその他の有利子負債等の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
(２)信用取引負債	61,305	－	－	－	－	－
(３)有価証券担保借入金	5,006,337	－	－	－	－	－
(４)預り金	595,736	－	－	－	－	－
(５)受入保証金	352,825	－	－	－	－	－
(６)短期借入金	490,638	－	－	－	－	－
(７)関係会社短期借入金	258,500	－	－	－	－	－
(８)短期社債	313,000	－	－	－	－	－
(９)未払金	25,121	－	－	－	－	－
(10)社債	－	－	－	－	－	4,700
(11)長期借入金	－	50,000	17,400	25,500	54,088	675,600
(12)関係会社長期借入金	－	175,000	75,000	－	－	－
合計	7,103,461	225,000	92,400	25,500	54,088	680,300

［関連当事者との取引に関する注記］

１．親会社および法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	野村ホールディングス株式会社	（被所有）直接100％	諸設備の利用 資金の借入 役員の兼任	情報処理システム利用料の支払	93,220	未払費用	16,719
				資金の貸付	9,231	関係会社短期貸付金	－
				利息の受取	16	未収収益	－
				資金の借入	736,296	関係会社短期借入金	258,500
				劣後特約付コミットメントラインの設定	700,000	関係会社長期借入金	250,000
				利息の支払	8,191	未払費用	1,736
				コミットメントライン設定料の支払	747	未払費用	－

取引条件および取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料につきましては、親会社の原価を基準として合理的に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

上記の劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は、融資限度額を示しております。

(注)取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引金額には月末平均残高を記載しております。

２．兄弟会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	ノムラ・インターナショナルPLC	なし	債務保証	債務保証 保証料の受入	114,439 117	－ 未収収益	－ 112
親会社の子会社	ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	なし	債務保証	債務保証 保証料の受入	111,849 41	－ 未収収益	－ 41
親会社の子会社	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	なし	債務保証	債務保証 保証料の受入	34,250 7	－ 未収収益	－ 7
親会社の子会社	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	なし	債務保証	債務保証 保証料の受入	29,044 11	－ 未収収益	－ 11
親会社の子会社	ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	なし	債務保証	債務保証 保証料の受入	21,620 32	－ 未収収益	－ 30

取引条件および取引条件の決定方針等

債務保証の内容については、［貸借対照表に関する注記］６.保証債務に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

前事業年度において開示しておりましたスワップ取引等の評価損益相当分を担保として差入れまたは受入れを行っている保証金の取引について、取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白であるため、当事業年度より開示を省略しております。

［１株当たり情報に関する注記］

１株当たり純資産額	3,231,954円86銭
１株当たり当期純利益	170,059円21銭

［重要な後発事象に関する注記］

該当事項はありません。

［収益認識に関する注記］

当社の顧客との契約から生じる主たる収益は、以下のとおりです。

(委託売買業務)

顧客より委託を受けて有価証券の売買等を執行する業務については、約定日に収益を認識しております。

(引受け・売出し業務)

有価証券等の引受けおよび売出し業務については、引受け業務は条件決定日に、売出し業務は条件決定日または顧客への販売時に収益を認識しております。

(募集・売出しの取り扱い業務、私募の取り扱い業務)

有価証券等の募集・売出しの取り扱い業務、私募の取り扱い業務については、募集等の申し込みがあった時に収益を認識しております。

(その他)

受益証券の代行事務報酬については、時間の経過に応じて収益を認識しております。

財務アドバイザリーサービスの成功報酬については、変動対価であるため、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点である契約上の条件を充足する時に収益を認識しております。

［その他の注記］

当社の顧客口座数は約534万口座に及びます。当社の顧客との多くの取引において、顧客の投資損失等をめぐっての係争が、場合によっては訴訟になることがあります。なお、2013年４月に法人顧客より提起された2005年から2011年にかけて行われた為替デリバティブ取引およびエクイティ関連の仕組債11銘柄の売却や償還により発生した損失額等の10,247百万円の損害賠償を求める訴訟については2018年２月８日に、2014年10月に法人顧客より提起された2006年から2012年にかけて行われた為替デリバティブ取引により発生した損失額等の2,143百万円の損害賠償を求める訴訟については2018年12月25日に、当事者間で和解し、各訴訟は終了しました。

2018年２月にNEXT NOTES S&P500 VIX インバースETN（以下「本商品」）の早期償還が決定したことにより本商品を購入した顧客に発生した損失額等につきましては、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）のあっせん手続または訴訟等（以下「あっせん手続等」）におきまして、当社に一定の責任があるとの判断が示されたときには、当社はこれに基づき損害賠償を行っています。現在、相当数の顧客があっせん手続等を申し立てており、今後も本件の解決のため、あっせん手続等に基づき、損害賠償を行う必要があると想定しております。

附 属 明 細 書

１．有形固定資産および無形固定資産の明細

（単位：百万円）

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産						
建物	1,260	39	10	69	1,220	681
器具備品	47	0	－	14	33	126
合計	1,307	39	10	83	1,253	808
無形固定資産						
借家権	259	129	63	81	244	－
電話加入権等	0	－	－	0	0	－
合計	259	129	63	82	244	－

２．引当金の明細

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,030	475	207	1,298
賞与引当金	44,727	35,035	44,727	35,035
退職給付引当金	32,148	3,148	2,761	32,536
金融商品取引責任準備金	21,856	2,076	2,087	21,845

（注）金融商品取引法第46条の５および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を「金融商品取引責任準備金」として計上しております。

３．販売費および一般管理費の明細

（単位：百万円）

区分	科目	金額
取引関係費	支払手数料	58,141
	取引所・協会費	6,617
	通信・運送費	14,592
	旅費・交通費	5,193
	広告宣伝費	13,350
	交際費	2,050
	計	99,941
人件費	役員報酬	838
	従業員給料	84,332
	その他の報酬・給料	30,397
	退職金	1,139
	福利厚生費	20,712
	賞与引当金繰入	32,442
	退職給付費用	11,393
	計	181,253
不動産関係費	不動産費	34,286
	器具・備品費	5,099
	計	39,385
事務費	事務委託費	123,057
	事務用品費	752
	計	123,808
減価償却費		164
租税公課		5,747
その他	貸倒引当金繰入	474
	水道光熱費	1,638
	資料・研修費	2,523
	会議費・会費	390
	寄付金	94
	消耗品費	140
	雑費	3,463
	計	8,723
合計		459,022

第 18 期　事　業　報　告

お よ び

そ の 附 属 明 細 書

会社法第435条第２項に規定される書類

野 村 證 券 株 式 会 社

第 18 期 事 業 報 告

（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

Ⅰ．当社の状況に関する重要な事項

ⅰ．当社の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

業績総括

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記に掲げる業績総括は、企業集団としての業績総括を記載いたしております。

当期の世界経済は景気拡大が続いたものの、一部の国・地域では景気拡大ペースが減速しました。米国では、実質GDP成長率が2017年から加速傾向が続きました。税制改革や歳出拡大を背景に個人消費や政府支出が伸長したほか、設備投資も堅調でした。一方で、金融市場の混乱を背景に、FRB（米連邦準備制度理事会）は2019年内に金融引き締めを休止する方針に転換しました。中国では、政府による債務削減政策により信用創造の動きが鈍化したことに加えて、米中貿易摩擦によって企業の設備投資意欲が減退しました。また、自動車購入促進政策終了後の自動車販売低迷など、個人消費も減速しました。欧州でも中国経済の成長減速を背景に、中国向け輸出が低迷しました。自動車排ガス規制導入後の自動車販売の低迷も欧州景気の重石となりました。英国では、EU離脱の先行きの不透明さから、企業の設備投資意欲が低い状態が続きました。

日本経済も同様に、景気拡大は続いたもののそのペースは鈍化しました。中国を中心とした世界景気減速の影響を受けて、輸出が伸び悩みました。また、豪雨や台風、地震等の相次ぐ自然災害の影響により、個人消費が低迷したほか、サプライチェーンの分断など企業の生産活動にも影響が及びました。しかし、人手不足を背景とした省力化投資などに後押しされる形で、企業の設備投資は堅調に推移しました。企業業績も景気減速の影響を受けて、主要企業の2018年度の増益率は2017年度から大幅に鈍化しました。また、米中貿易摩擦や米国金融政策が揺れ動く中、年度後半には市場のボラティリティ（変動性）が高まる場面がありました。

金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革に引き続き注意深く対応することが必要となっております。また、各国中央銀行の金融政策正常化や、英国の欧州連合離脱（Brexit）にともなう先行き不透明感も見られる中、グローバルな事業環境の変化に注目し、適切な施策を検討・実施しております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、野村グループでは、係争案件にかかる支払いや、過去の買収案件にかかるのれんの減損を進めてまいりました。「すべてはお客様のために」という基本観のもと、どのような事業環境においても持続的な成長ができる事業基盤を構築するため、国内におけるビジネス・モデルの変革の推進を継続するとともに、海外ビジネスの収益性のさらなる改善に努めてまいりました。また、2019年４月には未来共創カンパニーと呼ばれる全社横断的組織を新設し、デジタルを含めたイノベーションを活用することで、お客様へ新たなサービスを提供するためのプラットフォームを整えております。

経営成績

当期の純営業収益は5,068億43百万円（前期比17.3％減）、経常利益は481億19百万円（同60.9％減）、当期純利益は342億52百万円（同55.7％減）となっております。

受入手数料

当期の受入手数料は、3,554億1百万円（前期比9.9％減）となりました。内訳は次のとおりです。

(1) 委託手数料

東証売買代金は通期で756兆62百億円（前期比5.1％減）となる中、当社の株式委託取引にかかる売買代金は248兆19百億円（同6.4％減）となりました。

また、株式委託手数料は915億64百万円（同20.3％減）、委託手数料は合計で957億7百万円（同20.5％減）となりました。

(2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は、324億38百万円（前期比38.0％増）となりました。

(3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券の募集・売出しの取扱手数料は565億68百万円（前期比34.8％減）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は合計で605億89百万円（同32.1％減）となりました。

(4) その他の受入手数料

当期は、財務コンサルティング手数料等が増加したことから、合計で1,666億66百万円（前期比3.2％増）となりました。

トレーディング損益

当期のトレーディング損益は、1,505億70百万円（前期比32.8％減）となりました。内訳は、株券等トレーディング収益で594億3百万円（前期比6.3%減）、債券・為替等トレーディング損益で911億67百万円（前期比43.3%減）となりました。

金融収支

当期の金融収益は、主に有価証券貸借取引等に係る収益の減少により690億84百万円（前期比4.5％減）、金融費用は有価証券品借料の減少により682億12百万円（同13.0％減）となりました。

販売費・一般管理費

当期の販売費・一般管理費は、事務費や人件費等の減少により、合計で4,590億22百万円（前期比6.3％減）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は、次表のとおりであります。

（単位：百万円）

期別	区分	株券	債券	受益証券	その他	計
第17期	委託手数料	114,872	396	5,102	19	120,389
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	17,921	5,592	－	－	23,513
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	2,429	86,824	－	89,253
	その他の受入手数料	4,837	1,573	65,341	89,681	161,433
	計	137,630	9,990	157,266	89,700	394,587
第18期	委託手数料	91,564	475	3,667	1	95,707
	引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	25,984	6,454	－	－	32,438
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	－	4,022	56,568	－	60,589
	その他の受入手数料	5,499	1,285	66,701	93,181	166,666
	計	123,047	12,236	126,935	93,183	355,401

商品別のトレーディング損益の内訳は、次表のとおりであります。

（単位：百万円）

区分		第17期	第18期
株券等トレーディング損益		63,390	59,403
債券等・その他（為替等）のトレーディング損益		160,697	91,167
	債券等トレーディング損益	114,476	84,712
	その他（為替等）のトレーディング損益	46,221	6,455
計		224,087	150,570

（注）会計方針の変更により、前期以前の数字を一部組み替えております。

２．設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

３．資金調達の状況

資金調達につきましては、グループ運営の利点を生かして、親会社である野村ホールディングス株式会社に集約された資金を有効に活用しながらも、商品在庫の増減に伴う資金需要の変化への機動的な対応を行っております。

４．対処すべき課題

以下の記載の将来に関する事項は、当会計年度の末日現在において判断したものです。

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記には、企業集団としての経営方針、経営環境及び対処すべき課題等を記載いたしております。

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。企業価値の向上にあたっては、さまざまな環境変化に柔軟に対応し、安定的な利益成長を達成するための経営指標として、１株当たり当期純利益（EPS）を重視し、その持続的な改善を図るものとしております。

経営目標の達成に向けた最重点課題として、全地域、全部門における黒字化に取り組んでおりましたが、当期、部門と地域への権限移譲の見直しを行い、2019年５月より部門主導の新しい業務運営体制へ移行いたします。「Vision C&C」のスローガンのもと、引き続き、国内におけるビジネス・モデルの変革と海外における収益性のさらなる改善への取組みを継続することにより、厳しい環境下でも持続的に成長できる事業基盤の構築を目指してまいります。

また、適正な財務基盤を維持しつつ、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図るため、変化の著しい国際政治情勢等の把握に努めるとともに、各種国際金融規制、国内人口動態の変化、様々なデジタライゼーションの進展等を含むグローバルな事業環境の変化に柔軟かつ確実に対応してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

【営業部門】

営業部門においては、引き続き「すべてはお客様のために」という基本観のもと、お客様の多様化する要望や意向にお応えすることで、多くの人々に必要とされる金融機関を目指し、コンサルティング営業に取り組んでおります。今後も、進行する少子高齢化社会に向けて、高齢者層のお客様に対してはご家族様へのフォローも行うとともに、資産形成層のお客様に対する取組みをさらに推し進めていく必要があります。また、従来のような対面での接点に加え、非対面でのサービスにおいても、お客様に高い評価をいただける新体制を構築してまいります。具体的には対面によるコンサルティング営業に加えて、支店セミナー、インターネット、コールセンターなどを通じ、投資一任等の付加価値の高いサービスを幅広く提供することで、お客様からの信頼獲得に努めてまいります。

【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を、投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用サービスを提供することにより、顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。幅広い商品・サービスの提供力を有する特色ある運用会社として、運用パフォーマンスの向上に努めるだけでなく、多様化するお客様のニーズに応えることで、世界の投資家から高く信頼される存在を目指してまいります。

【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズの更なる高度化に加え、テクノロジーの発展によるマーケットの変化が我々の伝統的なビジネスの形へも影響を及ぼす可能性が有ります。

マーケットの変化に対応するとともに、引き続きお客様へ高度な付加価値を提供し続けるためにグローバル・マーケッツ、インベストメント・バンキング間のみならず他部門との国内外連携を強化し、お客様の求めるサービス・商品を提供してまいります。

グローバル・マーケッツでは、野村グループのトレーディング力、リサーチ力や販売力などを活用して、付加価値と競争力の高い商品やソリューションをお客様に提供することに取り組んでまいります。また、様々な商品や市場において、継続的に流動性を提供することに尽力し、業界最高水準の市場アクセスや執行サービスの提供に努めてまいります。さらに、テクノロジーの進化にともなう、デジタルトランスフォーメーションを推し進めていきます。

一方、インベストメント・バンキングでは、お客様のビジネス活動のグローバル化が継続する中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

【マーチャント・バンキング部門】

マーチャント・バンキング部門においては、事業再編・事業再生・事業承継・MBO等の案件において、多様化・複雑化するお客様の様々な課題解決のため、エクイティ等を活用したソリューションを提供しております。お客様からのさらに幅広いソリューションへの期待に応えるため、リスク管理を適切に行いながら、投資先の企業価値向上支援に注力し、プライベート・エクイティ市場の拡大にも貢献してまいります。

【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と最大限のリスク量をリスク・アペタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の改善に向け、引き続き注力してまいります。加えて、単に法令および規則の遵守にとどまらず、野村グループに対する社会およびお客様からの信頼に応え、金融・資本市場の一層の発展に資するべく、役職員全員がより高い倫理観を持って業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施し、実効性をさらに高めてまいります。

なお、野村グループでは、2015年より「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日にすべての役員および社員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、各種施策を通じて再発防止と社会からの信頼の獲得および維持に向けて決意を新たにすることとしております。こうした取組みを通じて、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役員および社員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての職業倫理観を持ち、顧客への情報伝達や取引推奨における不正防止はもとより、内部管理態勢の一層の強化および充実に取り組んでまいりました。

しかしながら、2019年３月、東証の市場構造の在り方等に関する懇談会において上位市場の指定・退出基準に関して議論される中で、当社においてかかる基準に関する不適切な情報伝達がありました（以下、「本事案」）。当社および野村ホールディングス株式会社では、市場の公正性・公平性確保を害するものとして、本事案を大変重く受け止め、外部有識者を加えた調査を行っておりました。今後、その調査結果を踏まえ、改善策を策定し、徹底して実行してまいります。

以上の取組みにより、野村グループ全体の収益力を強化し、経営目標の達成と企業価値の極大化を図ってまいります。４部門および地域間の連携を推し進め、アジアに立脚したグローバル金融サービス・グループとして、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力してまいります。

５．財産および損益の状況

	第15期 (2015．４．１～ 2016．３．31)	第16期 (2016．４．１～ 2017．３．31)	第17期 (2017．４．１～ 2018．３．31)	第18期 (2018．４．１～ 2019．３．31)
営業収益	7,422億円	6,678億円	6,910億円	5,751億円
当期純利益	1,176億円	749億円	773億円	343億円
１株当たり当期純利益	584,014.12円	371,899.82円	383,659.20円	170,059.21円
総資産	120,906億円	126,384億円	124,801億円	109,149億円
純資産	8,054億円	7,396億円	6,662億円	6,509億円

（注）会計方針の変更により、前期以前の数字を一部組み替えております。

６．重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

親会社名	住所	事業の内容	議決権の被所有割合（%）	主な関係内容 (注)
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	持株会社	100%	情報処理システムの利用料の支払 金銭の貸借等の取引

(注)親会社である野村ホールディングス株式会社との取引条件を決定するに当たり、親会社の原価や、市場金利等を勘案して合理的に決定していることから、当社取締役会は、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

(2) 子会社の状況

該当事項はございません。

７．主要な事業内容

(1) 委託売買業務

顧客より委託を受けて、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引および有価証券店頭デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という）を執行することを中心とする業務であります。

(2) 自己売買業務

当社が自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務であります。

(3) 引受け・売出し業務

新たに発行される有価証券および既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う目的で取得する業務ならびに他に当該有価証券を取得する者がない場合にその残部を取得する業務であります。

(4) 募集・売出しの取扱い業務、私募の取扱い業務

新たに発行される有価証券および既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う業務ならびに新たに発行される有価証券について少数の投資家または適格機関投資家のみを相手方として買付けの申込みの勧誘を行う業務であります。

８．主要拠点と所在地内訳

(1) 国内の主要拠点と所在地内訳
本支店および営業所（156店）

区分	店舗数	
東京都	本店など	35店
関東地方（東京都除く）	横浜支店など	35店
北海道地方	札幌支店など	５店
東北地方	仙台支店など	９店
北陸地方	新潟支店など	４店
中部地方	名古屋支店など	16店
近畿地方	大阪支店など	28店
中国地方	広島支店など	９店
四国地方	高松支店など	４店
九州・沖縄地方	福岡支店など	11店

（注） なお、上記のほか海外駐在員事務所が２ヶ所（北京・上海）あります。

(2) 当期中の新設および閉鎖

名称	区分	所在地
大宮西口支店	2018年４月１日 閉鎖	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目１５５番地

９．使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
15,316	64（増）

（注１） 使用人数には当社の使用人数の合計(臨時使用人を除く)を記載しております。
（注２） 使用人数は就業人員数であります。

10．主要な借入先および借入額の状況

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
野村ホールディングス株式会社	508,500
日本銀行	110,000
農林中央金庫	100,000
株式会社山口銀行	38,445
株式会社福岡銀行	35,000
株式会社西日本シティ銀行	32,900

（注１） 日本銀行からの借入金は、日本銀行に当社保有の債券を担保として差し入れて電子貸付を受ける、日本銀行が資金を供給するオペレーションによるものであります。
（注２） 農林中央金庫からの借入金は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）第176条に定める劣後特約付借入金です。

11．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の資本政策は次のとおりです。

(1) 株主資本

「金融商品取引業等に関する内閣府令」に定める自己資本規制比率において、適切な水準を維持してまいります。2019年３月31日現在の自己資本規制比率は278.1％と、健全な財務基盤を有しております。

(2) 配当

配当政策につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ親会社である野村ホールディングス株式会社と協議の上、利益配当の額を決定することをその方針としております。

剰余金の配当は、2019年３月31日の基準日において、１株当たり19万8,600円といたしております。

(3) 自己株式の取得

該当事項はございません。

12．その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

ⅱ．株式に関する事項

１．上位10名の株主の状況

株 主 名	持株数および持株比率	
	株	%
野村ホールディングス株式会社	201,410	100

２．その他株式に関する重要な事項

(1) 当社が発行できる株式の総数　400,000株

(2) 発行済株式総数　201,410株

(3) 株主数　1名

ⅲ．会社役員に関する事項

１．取締役の状況（2019年３月31日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職状況
古　賀　信　行	取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	野村ホールディングス株式会社取締役会長 神奈川開発観光株式会社代表取締役社長
永　井　浩　二	取締役会長	野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役社長 グループCEO
尾　﨑　　哲	取締役	野村ホールディングス株式会社執行役副会長
永　松　昌　一	取締役	野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役副社長
森　田　敏　夫	取締役 代表執行役社長	野村ホールディングス株式会社執行役グループCo-COO
奥　田　健太郎	取締役 執行役副社長	野村ホールディングス株式会社執行役兼グループCo-COO 兼米州地域ヘッド(ニューヨーク駐在)
島　崎　憲　明	取締役 監査委員(委員長)	野村ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ロジネットジャパン社外取締役
樋　渡　利　秋	社外取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	TMI総合法律事務所顧問 本田技研工業株式会社社外取締役 トーヨーカネツ株式会社社外取締役
尾　﨑　元　規	社外取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	本田技研工業株式会社社外取締役
松　谷　博　司	取締役 監査特命取締役	野村アセットマネジメント株式会社取締役 野村信託銀行株式会社取締役
南　村　芳　寛	取締役 監査特命取締役	野村信託銀行株式会社社外取締役
栁　井　健　寿	取締役 監査特命取締役	野村アセットマネジメント株式会社社外取締役 野村信託銀行株式会社社外取締役

（注）

１．取締役 樋渡利秋および尾﨑元規は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

２．監査委員（委員長）である取締役 島崎憲明は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)当社は、2019年４月１日付で監査等委員会設置会社に移行しています。監査等委員会設置会社への移行をもって、取締役および執行役はすべて任期満了により退任しました。2019年５月１日付の取締役の状況は以下のとおりです。

古賀　信行	取締役	
永井　浩二	取締役会長	
森田　敏夫	代表取締役社長	
新井　聡	代表取締役副社長	営業部門担当
中田　裕二	代表取締役副社長	リスク管理統括
寺口　智之	代表取締役専務	コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者
中島　豊	取締役専務	グローバル・マーケッツ担当
赤塚　庸	取締役常務	インベストメント・バンキング担当
北村　巧	取締役常務	ファイナンス・ミドルオフィス管掌
島崎　憲明	取締役	監査等委員(委員長)

樋渡　利秋	社外取締役	監査等委員
尾﨑　元規	社外取締役	監査等委員
南村　芳寛	取締役	監査特命取締役
栁井　健寿	取締役	監査特命取締役
鈴木　貴之	取締役	監査特命取締役

２．執行役の状況（2019年３月31日現在）

氏　名	地位および担当	重要な兼職状況
森　田　敏　夫	取締役 代表執行役社長	「１．取締役の状況」参照
山　口　英一郎	代表執行役副社長 営業部門担当	
中　田　裕　二	代表執行役副社長 リスク・マネジメント担当	野村ホールディングス株式会社執行役 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社取締役
奥　田　健太郎	取締役 執行役副社長	「１．取締役の状況」参照
中　島　　豊	執行役専務 グローバル・マーケッツ担当	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社取締役
飯　山　俊　康	執行役専務	
新　井　　聡	執行役専務 企画管理統括	
寺　口　智　之	代表執行役常務 業務管理本部担当兼 内部管理統括責任者	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社取締役
北　村　　巧	執行役 財務統括	野村ホールディングス株式会社執行役

（注）

１．当社は、2019年４月１日付で監査等委員会設置会社に移行しています。監査等委員会設置会社への移行をもって、執行役はすべて任期満了により退任しました。

ⅳ．会計監査人の状況

１．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容および当期における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

＜野村證券における業務の適正を確保するための体制＞
当社は、業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役および執行役の職務の執行の監督および当社の経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、執行役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。
また、取締役会は、取締役に「野村グループ倫理規程」を遵守させるとともに、執行役を通じ全役職員にこれを徹底する。

Ⅰ．監査委員会に関する事項
監査委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、当社の業務の適正の確保に資するものとする。

１．職務を補助する取締役および使用人
(1) 取締役会は、執行役を兼務しない常勤の取締役の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査委員会の監査を補助し、取締役会による取締役および執行役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査委員会の指示に従って職務を行う。

(2) 監査委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を得なければならない。

〈運用状況の概要〉
当社は、当社の業務に精通した常勤の取締役３名を監査特命取締役に任命し、当該監査特命取締役は監査委員会の指示に従い、監査委員会の監査の補助を行っております。また、当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査委員会が選定する監査委員が行っております。

２．監査の実効性を確保するための体制
(1) 監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。

(2) 監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。

(3) 監査委員会が選定する監査委員は、必要に応じて自らまたは他の監査委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社に対する実査を行うことができる。

(4) 監査委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

〈運用状況の概要〉
監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、経営会議や内部管理委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。
監査委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査委員が必要に応じて会計監査人に意見を求

めるなど、会計監査人と意見交換を行っております。
また、監査委員会の選定する監査委員または監査特命取締役は、営業店および本社各部署の往査を通じた監査活動も行っております。
なお、監査委員会は必要に応じて外部の弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

３．内部監査部門との連携
監査委員会は、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

〈運用状況の概要〉
監査委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門と連携を図っております。

Ⅱ．執行役に関する事項
１．コンプライアンス体制
(1) 野村グループ倫理規程の遵守および徹底
執行役は、「野村グループ倫理規程」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規程の周知を図り、その遵守を徹底する。
(2) コンプライアンス体制の整備
経営会議は、「コンプライアンスは経営の最重要課題のひとつである」との認識の下、内部管理委員会の審議に基づき、法令遵守に係る基本方針およびコンプライアンス・プログラムを決定し、執行役を通じてその周知徹底を行う。
執行役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置、取引の公正確保、顧客資産の分別保管その他のコンプライアンス体制を整備する。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するため、全部店に業務管理者を置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

(3) コンプライアンス・ホットライン
執行役は、当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、内部管理統括責任者または社外の弁護士に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

(4) 反社会的勢力との関係断絶
当社は反社会的勢力または団体との一切の取引を行わないものとし、執行役はそのために必要な体制の整備を行う。

〈運用状況の概要〉
当社の役職員は、毎年１回、野村グループのコンプライアンスの基本方針を規定する「野村グループ倫理規程」の遵守を宣誓しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日に、野村グループの創業理念と企業倫理について考え、不祥事を二度と起こさないことを野村グループ全体で決意するための取組みを実施しております。当期は、「お客様本位の業務運営」や「野村グループ企業理念」を象徴するコーポレート・スローガンである「目指すのは、“今”以上の“未来”。」について、野村グループの役職員で議論し、野村グループ全体で一丸となって「“今”以上の“未来”」を目指すことを再確認しました。さらに、毎年１回の職業倫理研修を実施し、職業倫理に対する役職員の意識の一層の浸透を図っております。
当社では、当社の代表執行役のうち、当社における内部管理体制を統括する者として、内部管理統括責任者を任命しているほか、それを補佐する内部管理統括補助責任者を任命しております。また、各部店または営業所における営業活動について内部管理を行う者として、管理職を内部管理責任者に任命しております。
社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社外の弁護士を含む通報

受領者に直接提供する手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は厳守されております。

野村グループでは、「野村グループ倫理規程」の中で、反社会的勢力との一切の取引を行わない旨を定めており、反社会的勢力との関係をすべて遮断することを基本方針としております。これに則り、当社では、組織的な対応を推進するための統括部署を設置し、関連情報の収集・蓄積および厳格な管理を行うと同時に、弁護士や警察等と適宜相談・連携しながら、反社会的勢力を排除し、適正な企業行動を確保するための対応を行っております。

２．リスク管理体制

(1) 執行役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、その把握と管理に努める。

(2) 執行役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、リスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。

(3) 執行役は、リスク管理体制の整備状況および自己資本規制比率について経営会議に報告する。経営会議においては、当該報告に基づきリスク管理および自己資本規制比率の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。

(4) 執行役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および当社の役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

〈運用状況の概要〉

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって当社の適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

また、当社は、危機管理体制の基本原則を「危機管理規程」に定めております。当社は、同規程に基づき、経営会議に報告を行う危機管理委員会を設置し、危機管理および業務継続にかかわる対応を行う体制を整備しております。その他、危機管理委員会事務局は、緊急時に全役職員の安否を把握できるよう、平時から安否確認訓練、防災訓練、業務継続訓練等を継続的に実施し、危機管理意識の醸成と有事対応体制の維持強化を図っております。

３．職務執行に関する報告体制

(1) 執行役は、取締役会に対し、３ヵ月に１回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、執行役員および使用人による報告体制を整備する。

(2) 執行役は、定期的に監査委員会に対して直接、または監査委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。

① 内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
② コンプライアンス体制の整備運用状況
③ リスク管理状況
④ 四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項を含む。）
⑤ コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容

(3) 執行役、執行役員および使用人は、監査委員会が選定する監査委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。

(4) 取締役、執行役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が執行役または執行役員である場合は、同時に経営会議または内部管理委員会に対しても報告を行う。経営会議および内部管理委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。

① 重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
② 業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
③ 規制当局からの命令その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

(5) 当社は、前項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

〈運用状況の概要〉

執行役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、財務の状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、執行役は、監査委員会に対して直接、または監査委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役、執行役員および使用人は、監査委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を取締役、執行役および執行役員が発見した場合は、速やかに報告を行わなければならないことを定期的に周知、徹底しております。また、当社では、「野村グループ倫理規程」により、当該報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止しているほか、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

4．職務執行の効率性を確保するための体制

(1) 執行役は、取締役会において定められた経営機構および執行役の職務分掌に基づいて当社の業務執行の決定および業務執行を行う。

(2) 執行役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。

(3) 取締役会決議に基づき執行役に業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

(4) 経営会議は、野村グループの部門その他の組織の機能を踏まえて当社の組織を構築し、その効率的な運営を確保する。

〈運用状況の概要〉

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された執行役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議を設置し、審議・決定しております。経営会議での審議内容について、取締役会は、経営会議から３ヵ月に１回以上の報告を受けております。経営会議は、当社の経営に係る重要事項について審議・決定しております。

5．情報の保存および管理に関する体制

執行役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

〈運用状況の概要〉

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定に従って適切に保管しており、閲覧可能な状態を維持しております。

６．内部監査体制

(1) 執行役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。

(2) 経営会議は、内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。

(3) 執行役は、経営会議に対し、内部監査の実施状況およびその結果について、３ヵ月に１回以上報告を行う。

〈運用状況の概要〉

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、内部監査の専任部署としてインターナル・オーディット部を設置しております。内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。経営会議では内部統制に係る基本事項の定立や内部監査に係る年次計画の承認が行われており、執行役は経営会議に対して内部監査の実施状況等について定期的に報告しております。

Ⅲ．野村ホールディングスとの連携

(1) 執行役は、当社の業務の適正を確保するとともに、野村ホールディングスとの連携を行うことにより、野村グループの内部統制の確保に寄与する。

(2) 監査委員会は、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携し、当社の業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

(3) 取締役および執行役は、野村ホールディングスの監査委員会または監査特命取締役から報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。

〈運用状況の概要〉

業務の適正を確保するための体制を整備し、それに基づいた運用を行うとともに、野村ホールディングスと連携しながら、野村グループの内部統制の確保に寄与しております。当社の監査委員会を野村ホールディングスと合同で開催し、業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行っております。

注：本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

事業報告に係る附属明細書

事業報告に係る附属明細書については、該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０１９年５月１５日

野 村 證 券 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　深田豊大

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津村健二郎

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、野村證券株式会社の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第１８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに本社および主要な事業所の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行

について、指摘すべき事項は認められません。

なお、2019年3月、東京証券取引所の市場構造の在り方等に関する懇談会において上位市場の指定・退出基準に関して議論される中で、当社においてかかる基準に関する不適切な情報伝達がありました（以下、「本事案」）。当監査等委員会は、市場の公正性・公平性確保を害するものとして本事案を大変重く受け止め、野村ホールディングス監査委員会と合同で外部有識者を加えた調査を行いました。当監査等委員会は、調査結果を取締役会に報告する予定であり、今後、改善策の策定ならびに実施状況を含め内部管理態勢強化の状況について注意深く監視・検証してまいります。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

野村證券株式会社　監査等委員会

監査等委員長　　島崎　憲明

監査等委員　　樋渡　利秋

監査等委員　　尾﨑　元規

（注）樋渡利秋および尾﨑元規は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第　１　１　６　期

２０１８年4月　1日から

２０１９年3月３１日まで

貸　　借　　対　　照　　表

損　　益　　計　　算　　書

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

松 江 市 魚 町 １ ０ 番 地

株 式 会 社　山 陰 合 同 銀 行

第１１６期末（２０１９年3月３１日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	766,292	預金	3,835,922
現金	40,607	当座預金	151,663
預け金	725,685	普通預金	1,967,580
コールローン	332	貯蓄預金	47,139
買入金銭債権	9,629	通知預金	9,880
商品有価証券	57	定期預金	1,511,185
商品地方債	57	定期積金	1,290
金銭の信託	4,000	その他の預金	147,182
有価証券	1,600,463	譲渡性預金	321,370
国債	588,758	コールマネー	75,973
地方債	191,943	債券貸借取引受入担保金	468,440
社債	179,815	借用金	432,000
株式	59,993	借入金	432,000
その他の証券	579,953	外国為替	7
貸出金	3,121,051	売渡外国為替	4
割引手形	14,060	未払外国為替	2
手形貸付	81,751	その他負債	50,129
証書貸付	2,685,215	未払法人税等	3,554
当座貸越	340,024	未払費用	3,695
外国為替	5,957	前受収益	1,730
外国他店預け	5,957	給付補填備金	0
買入外国為替	0	金融派生商品	1,631
その他資産	53,223	金融商品等受入担保金	520
前払費用	186	リース債務	317
未収収益	5,758	資産除去債務	487
金融派生商品	2,284	その他の負債	38,193
金融商品等差入担保金	241	賞与引当金	938
その他の資産	44,753	退職給付引当金	9,019
有形固定資産	33,600	株式給付引当金	315
建物	11,163	睡眠預金払戻損失引当金	414
土地	19,680	その他の偶発損失引当金	969
建設仮勘定	23	繰延税金負債	6,816
その他の有形固定資産	2,733	再評価に係る繰延税金負債	2,293
無形固定資産	5,205	支払承諾	16,394
ソフトウェア	4,945	負債の部合計	5,221,004
その他の無形固定資産	260	（純資産の部）	
前払年金費用	4,768	資本金	20,705
支払承諾見返	16,394	資本剰余金	15,516
貸倒引当金	△ 36,922	資本準備金	15,516
投資損失引当金	△ 44	利益剰余金	270,781
		利益準備金	17,584
		その他利益剰余金	253,196
		固定資産圧縮積立金	168
		別段積立金	221,829
		繰越利益剰余金	31,198
		自己株式	△ 724
		（株主資本合計）	306,278
		その他有価証券評価差額金	53,623
		繰延ヘッジ損益	△ 8
		土地再評価差額金	2,820
		（評価・換算差額等合計）	56,434
		新株予約権	292
		純資産の部合計	363,006
資産の部合計	5,584,011	負債及び純資産の部合計	5,584,011

第１１６期〔２０１８年４月　１日から　２０１９年３月３１日まで〕損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**81,512**
資金運用収益	**62,815**	
貸出金利息	32,861	
有価証券利息配当金	23,734	
コールローン利息	9	
預け金利息	399	
金利スワップ受入利息	178	
その他の受入利息	5,632	
役務取引等収益	**10,838**	
受入為替手数料	2,494	
その他の役務収益	8,344	
その他業務収益	**1,978**	
外国為替売買益	317	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	1,653	
その他の業務収益	8	
その他経常収益	**5,879**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	4,286	
金銭の信託運用益	27	
その他の経常収益	1,564	
経常費用		**62,252**
資金調達費用	**9,672**	
預金利息	5,448	
譲渡性預金利息	6	
コールマネー利息	1,505	
売現先利息	41	
債券貸借取引支払利息	1,967	
借用金利息	41	
金利スワップ支払利息	592	
その他の支払利息	68	
役務取引等費用	**4,637**	
支払為替手数料	548	
その他の役務費用	4,089	
その他業務費用	**5,305**	
国債等債券売却損	4,594	
国債等債券償還損	539	
国債等債券償却	22	
金融派生商品費用	128	
その他の業務費用	21	
営業経費	**38,314**	
その他経常費用	**4,322**	
貸倒引当金繰入額	3,651	
株式等売却損	0	
株式等償却	199	
その他の経常費用	471	
経常利益		**19,259**
特別利益		**95**
固定資産処分益	95	
特別損失		**203**
固定資産処分損	20	
減損損失	182	
税引前当期純利益		**19,150**
法人税、住民税及び事業税		**6,491**
法人税等調整額		**△ 836**
法人税等合計		**5,654**
当期純利益		**13,495**

第１１６期 ［２０１８年４月　１日から ２０１９年３月３１日まで］ 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別段積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,705	15,516	－	15,516	17,584	173	216,829	26,706	261,294	△697	296,818
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	△5	－	5	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－	5,000	△5,000	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－	△4,072	△4,072	－	△4,072
当期純利益	－	－	－	－	－	－	－	13,495	13,495	－	13,495
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△118	△118
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	△8	△8	91	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	－	72	72	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△5	5,000	4,492	9,487	△27	9,459
当期末残高	20,705	15,516	－	15,516	17,584	168	221,829	31,198	270,781	△724	306,278

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,224	25	2,892	55,141	349	352,310
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	－	－	－
別段積立金の積立	－	－	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△4,072
当期純利益	－	－	－	－	－	13,495
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△118
自己株式の処分	－	－	－	－	－	83
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,399	△34	△72	1,292	△57	1,235
当期変動額合計	1,399	△34	△72	1,292	△57	10,695
当期末残高	53,623	△8	2,820	56,434	292	363,006

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　15年～50年
その他　　5年～15年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
なお、破綻懸念先及び要注意先のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者等で、債務者単体又はグループでの与信額から担保等による保全額を控除した金額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
(2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 株式給付引当金

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行取締役及び当行執行役員への当行株式等の給付に備えるため、株式等給付見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、必要と認められる額を計上しております。

(7) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の固定金利貸出金に対して個別に金利スワップ取引等の紐付けを行い、金利スワップの特例処理、あるいは繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（信託を通じて自社の株式を交付する取引）

信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結計算書類に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額　　6,894百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,422百万円、延滞債権額は40,250百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,895百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は56,567百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,060百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号　2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、23,149百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	942,966百万円
その他資産	313百万円
担保資産に対応する債務	
預　金	139,901百万円
債券貸借取引受入担保金	468,440百万円
借用金	432,000百万円
その他負債	118百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券51百万円及びその他資産40,017百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金709百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、856,312百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが813,511百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法と、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　8,721百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額　　46,209百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額　　790百万円
13.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は70,916百万円であります。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　　59百万円
15. 関係会社に対する金銭債権総額　　31,105百万円
16. 関係会社に対する金銭債務総額　　19,334百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	100百万円
役務取引等に係る収益総額	298百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	77百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	6百万円
役務取引等に係る費用総額	526百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,458百万円

2. 「その他の経常費用」には、貸出債権等の売却に伴う損失96百万円を含んでおります。

3. 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております（ただし、連携して営業を行っている出張所は当該営業店単位に含む）。また、本部、システム・集中センター、社宅・寮、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。賃貸資産は、原則賃貸先毎にグルーピングを行っております。

このうち、以下の資産グループ（営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下がみられる営業店舗及び継続的な地価の下落等がみられる遊休資産）について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
山陰地区	営業店舗	土地・建物	56百万円
山陰地区	遊休資産	土地・建物	126百万円
合　計			182百万円

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（有形固定資産については不動産鑑定評価基準又は路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除した額）としております。

（株主資本等変動計算書関係）

1．自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	921	151	116	957	（注）
合計	921	151	116	957	

（注1）　当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式574千株及び537千株がそれぞれ含まれております。

（注2）　自己株式の増加のうち150千株は自己株式の市場買付、1千株は単元未満株式の買取請求によるものであります。また、自己株式の減少のうち79千株は新株予約権の行使、36千株は株式給付信託（ＢＢＴ）による給付、0千株は単元未満株式の買増請求によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	0

2．満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	25,444	25,501	57
	その他	－	－	－
	小計	25,444	25,501	57
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	45,472	45,234	△ 238
	その他	－	－	－
	小計	45,472	45,234	△ 238
合計		70,916	70,735	△ 181

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	3,675
関連法人等株式	－
合計	3,675

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,255	16,379	23,876
	債券	879,262	839,222	40,039
	国債	588,758	554,201	34,556
	地方債	182,481	179,482	2,998
	短期社債	－	－	－
	社債	108,022	105,538	2,484
	その他	421,885	402,367	19,517
	小計	1,341,404	1,257,969	83,434
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	13,477	15,398	△ 1,920
	債券	10,337	10,365	△ 27
	国債	－	－	－
	地方債	9,461	9,487	△ 25
	短期社債	－	－	－
	社債	876	878	△ 2
	その他	137,109	141,594	△ 4,484
	小計	160,924	167,357	△ 6,432
合計		1,502,329	1,425,327	77,001

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	2,584
その他	20,958
合計	23,542

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
国債	－	－	－
地方債	－	－	－
短期社債	－	－	－
社債	500	550	50
その他	－	－	－
合計	500	550	50

（売却の理由）買入消却によるものであります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	3,704	1,547	0
債券	88	－	－
国債	－	－	－
地方債	88	－	－
短期社債	－	－	－
社債	－	－	－
その他	191,660	4,342	4,594
合計	195,453	5,889	4,594

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は163百万円（うち債券22百万円、株式141百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断されるのは、下記(1)または(2)の①から③のいずれかに該当した場合としております。

(1) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ50％以上下落した場合。

(2) 基準日の時価が取得原価又は償却原価に比べ30％以上下落した場合。

①株式・投資信託は、時価が基準日から起算して過去1年間に一度も取得原価の70％を超えていない場合。ただし、基準日より1年以内に新規取得した銘柄で30％以上下落した銘柄は、個別にその下落要因等を検討し、回復可能性の判定を行う。

②株式は、当該株式の発行会社が債務超過の状態にある場合、または2期連続して当期損失を計上した場合。

③債券は、時価の下落が金利の上昇ではなく、信用リスクの増大に起因する場合。

（金銭の信託関係）

1．運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,000	－

2．満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	10,902	百万円
減価償却費	822	百万円
固定資産の減損損失	2,365	百万円
有価証券減損処理	581	百万円
退職給付引当金	2,746	百万円
繰延ヘッジ損失	3	百万円
その他	2,853	百万円
繰延税金資産小計	20,275	百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 2,120	百万円
評価性引当額小計	△ 2,120	百万円
繰延税金資産合計	18,154	百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	87	百万円
前払年金費用	1,451	百万円
その他有価証券評価差額金	23,375	百万円
その他	55	百万円
繰延税金負債合計	24,970	百万円
繰延税金負債の純額	6,816	百万円

（1株当たり情報）

1. 1株当たりの純資産額　　2,324円78銭
2. 1株当たりの当期純利益金額　　86円44銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　　86円21銭

1株当たりの純資産額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式数（537千株）は、当事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、自己株式に計上した株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式の当事業年度平均株式数（549千株）は、当事業年度平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店ほか支店80カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務等を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、自然災害や海外景気の減速による下押し圧力を受けながらも緩やかな回復基調で推移しました。米中間の通商摩擦などを背景として海外景気に不透明感が広がる中で、生産活動は資本財受注の減少などにより一進一退の展開となりました。また、住宅投資は貸家需要の減退などにより陰りがみられたものの、個人消費が雇用・所得環境の改善や耐久消費財の買い替え需要による下支えなどを背景に底堅く推移し、家計部門は総じて持ち直しの傾向が続きました。

当期の金融マーケットの動向をみると、日銀の量的・質的金融緩和が続く中で、長期金利は一時0.155％まで上昇したものの、1～3月期にはマイナス圏での動きとなり、期末には▲0.095％まで低下しました。日経平均株価は、10月に27年ぶりに24,000円台をつけた後、米国ダウ平均株価の大幅下落などを背景に年末には一時20,000円を割り込みましたが、期末には20,000～21,000円台の水準に落ち着きました。また、米ドル円相場は、リスク回避の動きなどから一時的に円高圧力が高まる局面があったものの、世界的な景気の先行き懸念や日米の金融政策の違いなどを背景に円安基調が続き、期末にかけて概ね111円台での動きとなりました。

こうした金融経済環境のもとで、当行グループの主たる営業基盤である山陰両県の経済は、輸出主導で高水準の操業が続いていた鉄鋼や生産用機械などの一部で生産活動が弱含んだものの、深刻な人手不足をうけて効率化・省力化などを目的とした設備投資が増加し、個人消費も耐久消費財を中心に底堅く推移したことなどから、総じて緩やかな持ち直しの基調で推移しました。

（当行の業況）

当行では2018年度から2020年度までの3カ年を計画期間とする中期経営計画を策定し、当行が長期的に目指す姿として、「地域・お客様の課題解決」により、地域と当行の「持続的な成長」の実現を掲げています。地域・お客様・当行ともに付加価値の向上を図るべく、諸施策を実施してまいりました結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、期中758億円増加の4兆1,572億円となりました。これは、預金で個人預金が増加した一方、金融機関預金が減少したことを主因に、期中1,733億円減少しましたが、譲渡性預金が期中2,491億円増加したことによるものです。

貸出金は、山陰両県を中心に住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことに加え、法人向け貸出も山陰両県のほか、山陽地区及び兵庫・大阪地区でも増加したことから、期中1,045億円増加し、期末残高は3兆1,210億円となりました。

有価証券は、日本国債への再投資が難しい中で、リスクを見極めながらポートフォリオの入れ替えを行った結果、期中2,480億円減少し、期末残高は1兆6,004億円となりました。

損益状況については、資金利益において、積極的なリスクテイクによる貸出金の増加ならびに外国証券や投資信託などへの機動的な投資により、資金利益の減少抑制に努めた結果、ほぼ前期並みの水準となりました。また役務取引等利益は、金融商品仲介手数料や投資信託販売手数料などの預り資産関連手数料は減少したものの、私募債等の事業支援手数料の増加もあり、前期比で増加しました。このほか、債券関係損益や株式等関係損益が改善するなどの利益増加要因があった一方で、与信費用の増加などの利益減少要因がありました。

この結果、経常利益は前期と同水準の192億59百万円となりました。以上のほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上しましたが、当期純利益は、前期比1億38百万円増加の134億95百万円となりました。

（対処すべき課題）

地域金融機関を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化に加え、日本銀行のマイナス金利政策導入による超低金利環境の継続により、厳しさを増しています。とりわけ、当行の主要な営業基盤である山陰は、全国の中でも課題先進地域とも言われる環境におかれています。

このような中にあっても、地域とともに力強く持続的に成長を続けるために、当行は地域金融機関に求められる社会的使命を果たし、長期的視点から積極的に地域の課題を解決することで、地域、お客様とともに成長する先行ビジネスモデルづくりにチャレンジします。

具体的には、地域産業の競争力強化とお取引先の企業価値向上の徹底的なサポートと、個人のお客様向けコンサルティング機能の高度化によるきめ細やかなサービスを実践することで、地域経済の活力を引き出し、持続可能な地域社会の発展と当行の企業価値の向上を実現してまいります。また、これらの実現を支えるため、ＩＴの積極的活用と人材育成に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
預金	**38,832**	**39,491**	**40,092**	**38,359**
定期性預金	20,728	19,563	18,385	15,707
その他	18,104	19,928	21,707	22,651
譲渡性預金	**-**	**72**	**721**	**3,213**
貸出金	**26,057**	**28,224**	**30,165**	**31,210**
個人向け	5,983	6,507	7,173	7,744
中小企業向け	10,651	12,203	13,477	14,038
その他	9,423	9,513	9,514	9,427
商品有価証券	**3**	**2**	**1**	**0**
有価証券	**18,615**	**19,220**	**18,484**	**16,004**
国債	9,643	9,029	7,986	5,887
地方債	2,262	2,150	2,092	1,919
その他	6,709	8,039	8,405	8,197
総資産	**51,381**	**53,917**	**55,349**	**55,840**
内国為替取扱高	**337,462**	**338,513**	**339,533**	**349,017**
外国為替取扱高	百万ドル **25,510**	百万ドル **23,696**	百万ドル **24,062**	百万ドル **20,676**
経常利益	百万円 **21,927**	百万円 **19,450**	百万円 **19,262**	百万円 **19,259**
当期純利益	百万円 **13,260**	百万円 **13,385**	百万円 **13,357**	百万円 **13,495**
1株当たり当期純利益	**83円27銭**	**85円18銭**	**85円61銭**	**86円44銭**

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,018人	2,003人
平均年齢	40年9月	40年8月
平均勤続年数	17年11月	18年0月
平均給与月額	379千円	365千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
		うち出張所		うち出張所
島根県	74店	(37)	60店	(22)
鳥取県	54	(32)	49	(25)
東京都	1	(0)	1	(0)
大阪府	1	(0)	1	(0)
兵庫県	10	(0)	9	(0)
岡山県	5	(0)	5	(0)
広島県	5	(0)	5	(0)
合計	**150**	(69)	**130**	(47)

(注) 上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。なお、当年度中に主幹事行が変更となったコンビニATM285か所については、当年度末設置箇所数から除いております。

駐在員事務所 当年度末 4か所 (前年度末 4か所)
店舗外現金自動設備 〃 321か所 (〃 618か所)

ロ．当年度新設営業所

営業所名	所在地
神戸西支店	兵庫県神戸市長田区野田町五丁目2番12号

（注）1．当年度中に、以下の店舗ネットワークの見直しを実施しました。

支店から出張所への種類変更	三朝支店、西伯支店、加茂支店
代理店から出張所への直営化	口羽代理店等20か店
店舗の廃止	瑞穂出張所

2．店舗外現金自動設備を島根県で10か所新設・154か所廃止し、鳥取県で5か所新設・158か所廃止いたしました。なお、店舗外現金自動設備の廃止箇所には、主幹事行が変更となったコンビニATM（島根県145か所、鳥取県140か所）を含めております。

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,496

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
オンラインシステム関連	4,008

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
松江不動産 株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	1934年 12月19日	150	100.00	
合銀ビジネス サービス 株式会社	島根県松江市 灘町1番地7	現金／小切手等の集配・整理・保管業務、ATM等保守管理業務	1980年 4月1日	10	100.00	
株式会社 山陰オフィス サービス	島根県松江市 灘町1番地7	文書／証票等作成、庶務部門請負業務、計算業務受託	2004年 6月7日	10	100.00	
ごうぎん証券 株式会社	島根県松江市 津田町319番地1	証券業務	2015年 2月6日	3,000	100.00	
山陰債権回収 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	2002年 4月2日	500	95.00	
山陰総合リース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	1975年 4月1日	30	94.99	
ごうぎん保証 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	1979年 4月2日	30	100.00	
株式会社 ごうぎん クレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード業務、信用保証業務	1984年 4月3日	70	100.00	
ごうぎん キャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピタル	1996年 1月16日	150	5.00	

（注）1．当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2．連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。
3．株式会社山陰経済経営研究所は2018年6月30日をもって解散し、2018年11月16日に清算結了し、株式会社ごうぎん代理店は2018年9月30日をもって解散し、2019年2月12日に清算結了しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
久保田　一　朗	(代表取締役) 取締役会長		
石　丸　文　男	(代表取締役) 取締役頭取、人事		
山　崎　　徹	(代表取締役) 取締役 副頭取執行役員、人事(副)、デジタル推進、審査、総合事務、システム		
杉　原　伸　治	(代表取締役) 取締役 専務執行役員、鳥取営業本部長		
今　若　康　浩	取締役 専務執行役員、営業統括、地域振興、お客様サービス、市場金融		
多　胡　秀　人	取締役 (非常勤)（社外）	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役	
田部長右衛門	取締役 (非常勤)（社外）	株式会社田部　代表取締役社長 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 ダノベータインターナショナル株式会社 代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役社長 株式会社松工建設　代表取締役会長	
倉　都　康　行	取締役 (非常勤)（社外）	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 産業ファンド投資法人　執行役員 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役	
天　野　郁　夫	常勤監査役		
吉　田　　孝	常勤監査役		
河　本　充　弘	監査役 (非常勤)（社外）	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士	(注) 1
今　岡　正　一	監査役 (非常勤)（社外）	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役	(注) 2
足　立　珠　希	監査役 (非常勤)（社外）	足立珠希法律事務所　弁護士	(注) 1

(注) 1. 監査役 河本充弘氏、足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
清　田　睦　人	常務執行役員	兵庫・大阪営業本部長
尾　原　　司	常務執行役員	米子営業本部長
古　山　英　明	常務執行役員	経営企画、ＣＲ統括、本部業務集中
犬　山　　司	常務執行役員	山陽営業本部長
矢　野　泰　治	執　行　役　員	デジタル推進部長
安　喰　哲　哉	執　行　役　員	地域振興部長
山　根　一　朗	執　行　役　員	市場金融部長
矢　田　克　明	執　行　役　員	鳥取営業部長
布　野　裕　二	執　行　役　員	石見営業本部長
宮　内　浩　二	執　行　役　員	人事部長
井　田　修　一	執　行　役　員	経営企画部長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	10名	301　(150)
監　査　役	5名	71　(　－)
計	15名	372　(150)

(注) 1. 「報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬83百万円及び株式報酬66百万円を内書きしております。

2. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役250百万円、監査役75百万円であります。
また、取締役に対する業績連動報酬枠は以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	取締役に対する業績連動報酬枠 （うち社外取締役分）
150億円超	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（ 9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（ 8百万円以内）
80億円超～ 90億円以下	49百万円（ 7百万円以内）
70億円超～ 80億円以下	42百万円（ 6百万円以内）
60億円超～ 70億円以下	35百万円（ 5百万円以内）
50億円超～ 60億円以下	28百万円（ 4百万円以内）
50億円以下	0

このほか、株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」による株式報酬の限度額は、取締役年額100百万円としております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
多　胡　秀　人	有限会社多胡事務所　代表取締役 株式会社商工組合中央金庫　社外取締役
田　部　長右衛門	株式会社田部　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社ＪＵＴＯＫＵ　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 ダノベータインターナショナル株式会社　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 山陰中央テレビジョン放送株式会社　代表取締役社長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。 株式会社松工建設　代表取締役会長 　当行は同社に対し、一般取引先と同様な条件で資金貸付等を行っております。
倉　都　康　行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社　代表取締役 産業ファンド投資法人　執行役員 セントラル短資ＦＸ株式会社　社外監査役
河　本　充　弘	弁護士法人河本・森法律事務所　弁護士
今　岡　正　一	今岡公認会計士事務所　公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社　社外監査役
足　立　珠　希	足立珠希法律事務所　弁護士

(注)　取締役 多胡秀人氏、倉都康行氏ならびに監査役 河本充弘氏、今岡正一氏及び足立珠希氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
多　胡　秀　人	11年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席しております。	地域金融機関を中心に経営コンサルティング業務に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田 部 長右衛門	7年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席しております。	企業経営に携わっている見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
倉　都　康　行	9ヵ月	2018年6月26日就任以降開催の取締役会10回の全てに出席しております。	金融分野を中心とした幅広い見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
河　本　充　弘	13年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
今　岡　正　一	3年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
足　立　珠　希	2年9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的な見地から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査役会においても適宜発言し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	51（16）	－

(注)　「銀行からの報酬等」欄の（　）内は、確定金額報酬以外の金額として、取締役に対する業績連動報酬10百万円及び株式報酬5百万円を内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	495,021千株
発行済株式の総数	156,977千株

(2) 当年度末株主数

13,940名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,062千株	3.87%
日本生命保険相互会社	5,823	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,384	3.43
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,388	2.16
山陰合同銀行従業員持株会	3,287	2.09
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.94
第一生命保険株式会社	3,015	1.92
住友生命保険相互会社	3,006	1.92
中国電力株式会社	2,405	1.53
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,363	1.50

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（419,476株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（ＢＢＴ）が保有する当行株式537,700株を含んでおりません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

第1回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2008年7月25日
B. 新株予約権の行使期間　2008年7月26日から2033年7月25日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	178個	当行普通株式 17,800株	2名
社外取締役	20個	当行普通株式 2,000株	1名
監査役	19個	当行普通株式 1,900株	1名

第2回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2009年7月23日
B. 新株予約権の行使期間　2009年7月24日から2034年7月23日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	218個	当行普通株式 21,800株	2名
社外取締役	22個	当行普通株式 2,200株	1名
監査役	21個	当行普通株式 2,100株	1名

第3回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2010年7月23日
B. 新株予約権の行使期間　2010年7月24日から2035年7月23日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	286個	当行普通株式 28,600株	2名
社外取締役	29個	当行普通株式 2,900株	1名
監査役	28個	当行普通株式 2,800株	1名

第4回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2011年7月26日
B. 新株予約権の行使期間　2011年7月27日から2036年7月26日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	415個	当行普通株式 41,500株	2名
社外取締役	62個	当行普通株式 6,200株	2名
監査役	29個	当行普通株式 2,900株	1名

第5回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2012年7月27日
B. 新株予約権の行使期間　2012年7月28日から2037年7月27日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	564個	当行普通株式 56,400株	3名
社外取締役	66個	当行普通株式 6,600株	2名
監査役	33個	当行普通株式 3,300株	1名

第6回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2013年7月26日
B. 新株予約権の行使期間　2013年7月27日から2038年7月26日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	484個	当行普通株式 48,400株	4名
社外取締役	48個	当行普通株式 4,800株	2名
監査役	23個	当行普通株式 2,300株	1名

第7回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2014年7月25日
B. 新株予約権の行使期間　2014年7月26日から2039年7月25日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	648個	当行普通株式 64,800株	5名
社外取締役	52個	当行普通株式 5,200株	2名
監査役	25個	当行普通株式 2,500株	1名

第8回新株予約権

A. 新株予約権の割当日　2015年7月24日
B. 新株予約権の行使期間　2015年7月25日から2040年7月24日まで
C. 権利行使価額（1株当たり）　1円
D. 権利行使についての条件　新株予約権者は、当行の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使できるものとする。

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	433個	当行普通株式 43,300株	5名
社外取締役	30個	当行普通株式 3,000株	2名
監査役	76個	当行普通株式 7,600株	3名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　岩崎裕男 指定有限責任社員　加藤信彦	50	①報酬等に監査役会が同意した理由 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2018年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当期の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 勘定系システム移行リスク管理態勢の調査であります。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、72百万円であります。
3. 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更をしております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査役会が判断した場合には、監査役会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ロ．当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容の概要

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

A. 役職員が遵守すべき倫理基準及び具体的な行動指針を規定した「倫理綱領（企業行動原理及び役職員の行動規範）」を制定し、継続的なコンプライアンス研修等により全役職員に周知徹底を図る。

B. 原則として、全営業店・本部各部にコンプライアンス・オフィサーを配置し、さらにコンプライアンス統括部署を設置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会はコンプライアンス態勢確立のための具体的方策の立案や問題点の改善について協議を行い、その内容は取締役会に報告する体制とする。

C. コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。

D. 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当行グループから独立した社外取締役を選任する。

E. 業務執行部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査規程及び内部監査方針にしたがい内部監査を実施する。

F. 内部通報制度を設け、当行グループの役職員が当行のコンプライアンス統括部署又は社外窓口（弁護士）に直接通報できる体制とする。

G. マネー・ローンダリング等防止にかかる基本方針を定め、当行グループ一体となってマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に向け、業務の適切性を確保すべく管理態勢を整備する。

H. 反社会的勢力に対する基本方針を定め、当行グループ一体となって市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、一元的な管理体制の構築により関係遮断を徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存を定める規程にしたがい、適切に保存・保管する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

A. 当行グループは、業務執行に係るリスクとして以下のリスクを認識する。
a.信用リスク　b.市場リスク　c.流動性リスク　d.オペレーショナル・リスク

B. リスク管理の基本方針を定める統合的リスク管理規程にもとづき、上記のリスク種類ごとにリスク管理主管部署を定め、さらにそれを統合的に管理するリスク統括部署を設置し、グループ会社を含めた統合的リスク管理体制の確立を図る。また、資産・負債の総合管理や統合的リスク管理等を目的にＡＬＭ委員会を設置し、当委員会で具体的な協議を行う。

C. 不測の緊急事態の発生に対しては、危機管理基本規程を定め、グループ会社を含めた危機管理対応ができる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A. 監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため、執行役員制度を導入する。

B. 取締役会を定例及び必要に応じて随時開催するほか、業務執行に係る協議機関として経営執行会議を設置し、経営の重要事項について、多面的な検討を行う。

C. 組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループ一体となって総合金融機能を発揮して地域に貢献するため、当行にグループ会社の運営統括部署を設置し、グループ会社の運営規程等を定めて、グループ会社におけるコンプライアンス、当行への報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務運営の適正を確保する。

A. グループ会社のコンプライアンス態勢を整備するほか、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、グループ会社の継続的なコンプライアンス態勢の強化・充実を図る。また、グループ会社に対し当行の内部監査部署による監査を実施する。

B. グループ会社は、事業計画、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行へ定期的に報告するほか、法令等の違反行為等、グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当行へ報告する。

C. グループ会社のリスク管理方針を定めて、グループ会社の業務執行に係るリスクを網羅的・統括的に管理する。

D. グループ会社は、経営上の重要な案件については、当行との間に定める協議・報告に関する基準にしたがい、当行に事前協議のうえ意思決定するほか、組織規程で定める機構、事務分掌、職務権限にもとづいて効率的な業務執行を実現する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を配置する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署の使用人を兼務せず、その人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役の意見を尊重する。また、専属の使用人はもっぱら監査役の指揮命令にしたがう旨を規程に明記する。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

a. 取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告する基準等について監査役と協議のうえ定めるとともに、当行又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、上記にかかわらず取締役、執行役員及び使用人は、監査役から報告を求められたときには、速やかに報告を行う。

b. 内部通報制度の担当部署は、当行グループの役職員から通報があった場合、監査役に通報事実を報告し、その後の調査・是正措置等の状況についても報告する。

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当行の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。また、当行のグループ会社の運営統括部署、内部監査部署、リスク管理部署は、グループ会社におけるコンプライアンス、内部監査、リスク管理等の状況を当行の監査役に定期的に報告する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、全役職員に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するため、毎年、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取は監査役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は取締役会に出席するほか、経営執行会議その他の重要な委員会等にも出席できるものとする。その他、内部監査、法令等遵守、リスク管理、財務など内部統制に係わる部署は、監査役との円滑な意思疎通等連携に努める。

(2) 当該体制の運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制等の整備と適切な運用のため、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備状況について定期的に点検し、その結果を取締役会に報告しております。

当事業年度（第116期）における基本方針に基づく運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の承認を受け「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、プログラムの進捗状況については、半期毎にコンプライアンス委員会に報告いたしました。2018年度はコンプライアンス委員会を9回開催し、取締役会直属の監査部による取締役会への内部監査結果報告を12回実施いたしました。

また、マネー・ローンダリング等防止態勢の高度化に向け、取締役会の承認を受け「内部統制システムに関する基本方針」の改定と「マネー・ローンダリング等防止に関する基本方針」を策定するなど、管理態勢の整備を進めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営執行会議、ＡＬＭ委員会等の主要会議の議事録及び会議にて使用した資料については、行内規程・要領に基づき、適切に作成・保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

信用リスクの状況については、半期毎に実施したローン・レビューの内容を取締役会に報告いたしました。市場リスク、流動性リスクの状況については、毎月開催したＡＬＭ委員会の内容を取締役会に報告いたしました。オペレーショナル・リスクの状況については、四半期毎に開催したオペレーショナル・リスク管理委員会の内容を取締役会に報告いたしました。

また、事業継続計画の実効性向上のため、大規模地震災害の発生を想定した訓練を実施いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を12回開催いたしました。また、経営の重要事項等の協議及び取締役会から委任を受けた事項について決議する経営執行会議を21回開催いたしました。

⑤ 当行並びにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

各グループ会社が、当行のコンプライアンス委員会に協議の上、コンプライアンス・プログラムを策定し、実施状況を半期毎に当行へ報告いたしました。また、関連会社コンプライアンス・オフィサー会議を2回開催いたしました。

グループ会社に対しては、当行の監査部による監査を定期的に実施しております。2018年度は、グループ会社3社に対して監査を実施いたしました。

グループ会社で構成する「関連会社経営戦略会議」を2回開催し、グループ会社の事業計画や業務執行状況等について確認しております。また、グループ会社からは、規程で定めている協議・報告基準により、業務執行状況に関する報告を受けております。

グループ会社のリスク管理態勢については、リスク統括部署、リスク管理主管部署、報告態勢を規程に定め、明確にしております。また、グループ会社からの報告に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクについて計測し、適切に把握しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専属の使用人を1名配置しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

専属の使用人は他部署と兼務せず、その使用人に対する指揮命令権についても規程に明記しております。

⑧ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

A. 当行の取締役及び使用人が当行の監査役に報告をするための体制

B. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

規程に基づき当行及びグループ会社から監査役及び監査役会への報告を適切に実施しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った役職員の保護については規程に明記し、内部通報制度に基づく通報があった場合には、通報管理責任者が監査役に通報事実及び調査・是正措置等の状況について報告する体制としております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

毎年、監査役の職務執行に必要な経費を予算計上し、職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役頭取を含む業務執行取締役と監査役会との意見交換会を4回開催いたしました。また、監査役は取締役会12回の全てに出席いたしました。

監査部は、監査役に対して毎月監査結果を報告し、課題認識の共有及び意見交換を実施しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第 １１６ 期（２０１８年4月　1日から ２０１９年3月３１日まで）附属明細書

住　　所　島根県松江市魚町１０番地
株式会社　山　陰　合　同　銀　行
取締役頭取　　石　丸　文　男

2019年４月25日　作成
2019年６月４日　備付

1　計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建物	11,778	300	(55) 166	748	11,163	36,696	77.43
土地	19,689	151	(0) 160	－	19,680	－	18.81
建設仮勘定	3	245	(－) 225	－	23	－	－
その他の有形固定資産	2,720	1,083	(126) 454	616	2,733	9,512	80.23
有形固定資産計	34,191	1,781	(182) 1,006	1,364	33,600	46,209	61.63
無形固定資産							
ソフトウェア	2,079	3,390	(－) －	524	4,945	7,580	60.52
のれん	－	－	(－) －	－	－	－	－
その他の無形固定資産	260	0	(－) －	－	260	69	21.15
無形固定資産計	2,340	3,390	(－) －	524	5,205	7,650	59.50

（注）１．償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
２．当期減少額欄の上段（　　）書は、減損損失の計上額（内書き）であります。

(2) 引当金

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	34,159	36,922	888	33,271	36,922	
投資損失引当金	23	44	－	23	44	
賞与引当金	935	938	935	－	938	
株式給付引当金	211	141	37	－	315	
睡眠預金払戻損失引当金	388	414	88	300	414	
その他の偶発損失引当金	865	969	－	865	969	
計	36,583	39,430	1,949	34,460	39,605	

（注）貸倒引当金、投資損失引当金、睡眠預金払戻損失引当金及びその他の偶発損失引当金の当期減少額欄その他は、前期末計上額の洗替による取崩であります。

(3) 営業経費

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
給　料　・　手　当	１５，７９３
退　職　給　付　費　用	１，７３４
福　利　厚　生　費	１９８
減　価　償　却　費	１，８９４
土地建物機械賃借料	９５９
営　　繕　　費	３３４
消　耗　品　費	５５０
給　水　光　熱　費	３９７
旅　　費	１８４
通　　信　　費	９０５
広　告　宣　伝　費	６７１
諸会費・寄付金・交際費	３９６
租　税　公　課	２，１０７
そ　　の　　他	１２，１８５
計	３８，３１４

(4) その他の重要な事項

該当事項はありません。

2　事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼職の状況

区　分	氏　名	兼職法人等名	役　職	摘　要
取締役	多胡　秀人	有限会社多胡事務所	代表取締役	
	同	株式会社商工組合中央金庫	社外取締役	株式会社商工組合中央金庫は、金融業を営んでおります。
取締役	田部　長右衛門	株式会社田部	代表取締役社長	
	同	株式会社ＪＵＴＯＫＵ	代表取締役社長	
	同	ダノベータインターナショナル株式会社	代表取締役社長	
	同	山陰中央テレビジョン放送株式会社	代表取締役社長	
	同	株式会社松工建設	代表取締役会長	
取締役	倉都　康行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社	代表取締役	
	同	産業ファンド投資法人	執行役員	
	同	セントラル短資ＦＸ株式会社	社外監査役	セントラル短資ＦＸ株式会社は、金融業を営んでおります。
監査役	河本　充弘	弁護士法人河本・森法律事務所	弁護士	
監査役	今岡　正一	今岡公認会計士事務所	公認会計士・税理士	
	同	大黒天物産株式会社	社外監査役	
監査役	足立　珠希	足立珠希法律事務所	弁護士	

(2) その他の重要な事項

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０１９年5月１０日

株式会社山陰合同銀行　監査役会

常勤監査役　　天 野 郁 夫

常勤監査役　　吉 田　　孝

社外監査役　　河 本 充 弘

社外監査役　　今 岡 正 一

社外監査役　　足 立 珠 希

独立監査人の監査報告書

２０１９年5月１０日

株式会社山陰合同銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩崎裕男

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加藤信彰

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の２０１８年４月１日から２０１９年３月３１日までの第１１６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1. 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2019 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 5,613,067 百万円、負債の額は 5,237,970 百万円、純資産の額は 375,096 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

本分割により、当社が承継会社に対して移転する資産および負債の額は 0 円となる見込みです。

また、本分割の効力発生日までに当社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況およびキャッシュ・フロー等をかんがみて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

2. 承継会社における当社から承継された債務の履行の見込みについて

承継会社の 2019 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額は 12,791,030 百万円、負債の額は 12,166,153 百万円、純資産の額は 624,878 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

上記 1 で述べたとおり、本分割により、承継会社が当社から承継する資産および負債の額は 0 円となる見込みです。

また、本分割の効力発生日までに承継会社の資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、承継会社の収益状況およびキャッシュ・フロー等をかんがみて、承継会社が負担する債務全般について、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上